

特別養護老人ホームほどの 利用料金一覧

令和4年5月1日より
(多床室)

	負担限度額区分	施設サービス費 I	サービス提供体制強化加算 (I)	看護体制加算 (I) イ	看護体制加算 (II) イ	夜勤職員配置加算 (I) イ	合計 介護保険 一部負担金	居住費	食費	合計	合計 (30日)
		(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1ヶ月)
要介護 1	第 1 段階	573	22	6	13	22	636	0	300	936	28,080
	第 2 段階							370	390	1,396	41,880
	第 3 段階①							370	650	1,656	49,680
	第 3 段階②							370	1,360	2,366	70,980
	第 4 段階							855	1,445	2,936	88,080
要介護 2	第 1 段階	641	22	6	13	22	704	0	300	1,004	30,120
	第 2 段階							370	390	1,464	43,920
	第 3 段階①							370	650	1,724	51,720
	第 3 段階②							370	1,360	2,434	73,020
	第 4 段階							855	1,445	3,004	90,120
要介護 3	第 1 段階	712	22	6	13	22	775	0	300	1,075	32,250
	第 2 段階							370	390	1,535	46,050
	第 3 段階①							370	650	1,795	53,850
	第 3 段階②							370	1,360	2,505	75,150
	第 4 段階							855	1,445	3,075	92,250
要介護 4	第 1 段階	780	22	6	13	22	843	0	300	1,143	34,290
	第 2 段階							370	390	1,603	48,090
	第 3 段階①							370	650	1,863	55,890
	第 3 段階②							370	1,360	2,573	77,190
	第 4 段階							855	1,445	3,143	94,290
要介護 5	第 1 段階	847	22	6	13	22	910	0	300	1,210	36,300
	第 2 段階							370	390	1,670	50,100
	第 3 段階①							370	650	1,930	57,900
	第 3 段階②							370	1,360	2,640	79,200
	第 4 段階							855	1,445	3,210	96,300

※ただし、上記費用は入所日及び退所日を1日として計算します。

令和4年5月1日より
(多床室) 第4段階対象者用

負担限度額区分	施設サービス費 I	サービス提供体制強化加算 (I)	看護体制加算 (I)イ	看護体制加算 (II)イ	夜勤職員配置加算 (I)イ	合計 介護保険 一部負担金	居住費	食費	合計	合計 (30日)	
	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(一ヶ月)	
要介護1	1割負担	573	22	6	13	22	636	855	1,445	2,936	88,080
	2割負担	1,146	44	12	26	44	1,272	855	1,445	3,572	107,160
	3割負担	1,719	66	18	39	66	1,908	855	1,445	4,208	126,240
要介護2	1割負担	641	22	6	13	22	704	855	1,445	3,004	90,120
	2割負担	1,282	44	12	26	44	1,408	855	1,445	3,708	111,240
	3割負担	1,923	66	18	39	66	2,112	855	1,445	4,412	132,360
要介護3	1割負担	712	22	6	13	22	775	855	1,445	3,075	92,250
	2割負担	1,424	44	12	26	44	1,550	855	1,445	3,850	115,500
	3割負担	2,136	66	18	39	66	2,325	855	1,445	4,625	138,750
要介護4	1割負担	780	22	6	13	22	843	855	1,445	3,143	94,290
	2割負担	1,560	44	12	26	44	1,686	855	1,445	3,986	119,580
	3割負担	2,340	66	18	39	66	2,529	855	1,445	4,829	144,870
要介護5	1割負担	847	22	6	13	22	910	855	1,445	3,210	96,300
	2割負担	1,694	44	12	26	44	1,820	855	1,445	4,120	123,600
	3割負担	2,541	66	18	39	66	2,730	855	1,445	5,030	150,900

※ただし、上記費用は入所日及び退所日を1日として計算します。

※上記料金はあくまで目安ですので、利用日数等によって差額が生じることがあります。詳細はお問い合わせ下さい。

◆その他の加算◆	
◎介護職員処遇改善加算 (I)	総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、 8.3% が加算されます。
要介護5 の場合 :	910単位×30日(利用日数)×8.3%= 2,266円/月 (単数は四捨五入)
◎介護職員等特定処遇改善加算 (I)	総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、 2.7% が加算されます。
要介護5 の場合 :	910単位×30日(利用日数)×2.7%= 737円/月 (単数は四捨五入)
◎療養食加算	療養食を提供した場合、6単位/回 1日3回を限度として18単位/日が加算されます。
◎安全対策体制加算	入所初日に限り20単位が加算されます。
◎看取り看護加算 (I)	死亡日45日前~31日前 72単位/日が加算されます。
	死亡日30日前~4日前 144単位/日が加算されます。
	死亡日の前日及び前々日 680単位/日が加算されます。
	死亡日 1280単位/日が加算されます。

負担限度額区分表	第1段階
	・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者・生活保護の受給者などかつ、預貯金などが単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下
	・世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方かつ、預貯金などが単身で650万円(夫婦で1,650万円)以下
	・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方かつ、預貯金などが単身で550万円(夫婦で1,550万円)以下
	・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方かつ、預貯金などが単身で500万円(夫婦1,500万円)以下
	・上記(第1~3段階)以外の方